

第11回講義 担保物権法の後半のミニテスト

2017/12/06

松岡 久和

I 次の文章は正しいか。誤っている場合には、その箇所を指摘して、理由を付して答えなさい。

- 1 動産質権は目的物を債権者に引き渡さないと成立しないが、この引渡しには、占有改定や指図による占有移転も含まれる。
- 2 判例によれば、債権者Aが目的物甲の所有者である債務者Bに対して質権を主張できる場合において、Bが所有権に基づいて甲の引渡請求訴訟を提起したときは、この請求は棄却される。これに対して、債権者Aが目的物乙の所有者Bに対して留置権を主張できる場合において、BがAに対して乙の引渡請求訴訟を提起したときは、被担保債権の弁済との引換給付判決がされる。
- 3 先取特権相互の優劣はそれぞれの成立時の先後により決まり、対抗要件のある担保物権では、先取特権の成立時点と対抗要件具備の時点の先後によって決まる。
- 4 判例によれば、Aが、その所有する動産甲について、XとYに二重に譲渡担保を設定する契約を順次結び、それぞれこの順に対抗要件を備えた場合において、YがAとの契約時にXの権利取得を過失なく知らなかったときは、甲の所有権者はYである。

II 次の事例について簡潔に答えなさい。

Yが、その所有する当時の時価1億円の乙不動産を、Aに対する5000万円の債務を担保するために、Aに譲渡してAへの所有権移転登記をしたが、引き続きYが乙を占有・利用していた。Yが弁済期に債務を弁済しなかったので、Aは、乙を、YA間の事情をよく知っているXに、この時点での時価8000万円よりは安い7000万円で売却して、Xへの所有権移転登記をした。XとYの法律関係はどうなるか。なお、利息と遅延損害金は本問では考えなくてよいものとする。